

奈良県

第五管区海上保安本部

# 包括連携協定について



奈良県マスコットキャラクター  
せんとくん



海上保安庁マスコットキャラクター  
うみまる

# 1 協定の概要

## (1) 名称

奈良県と第五管区海上保安本部との包括連携に関する協定書

## (2) 目的

相互の連携を深め、地域の安全・安心の確保、生涯良く学び続けられる  
地域づくり及び相互の発展に資するため

## (3) 締結日

令和4年6月20日

7/7の予定であります

## (4) 締結者

奈良県知事 荒井正吾

長崎時代

7/10参院選

第五管区海上保安本部長 鈴木史朗

新潟の御近所

## (5) 連携協力する事項

- ①災害時の応援に関すること
- ②災害への備えに関すること
- ③海上における安全の意識啓発等に関すること
- ④子ども・青少年教育及び生涯学習等に関すること
- ⑤その他本協定の目的を達成するため両者が必要と認めること

新潟の御近所

## 2. 具体的に連携・協力する取組の例



第五管区海上保安本部

### 1 災害時の応援に関すること

大規模災害発生時において県の要請に基づいて第五管区海上保安本部が行う

- ①航空機による被害状況調査
- ②被災者の捜索救助
- ③被災者等の搬送及び救援物資の輸送 等



### 2 災害への備えに関すること

- ①県と第五管区海上保安本部の救助チームによる救助技術向上

に係る相互交流

- ②大規模災害に備えた航空機離発着場に関する情報共有・訓練 等



### 3 海上における安全の意識啓発等に関すること

- ①県のSNS等による、118番や海難防止等の周知活動

- ②第五管区海上保安本部による、奈良県下の児童・生徒に対する  
海での安全確保等に関する指導 等



### 4 子ども・青少年教育及び生涯学習等に関すること

- ①奈良県下の児童・生徒に対する、第五管区海上保安本部の施設や巡視船艇等を活用した職場体験

- ②奈良県下の学校における、海洋環境保全教室の実施 等

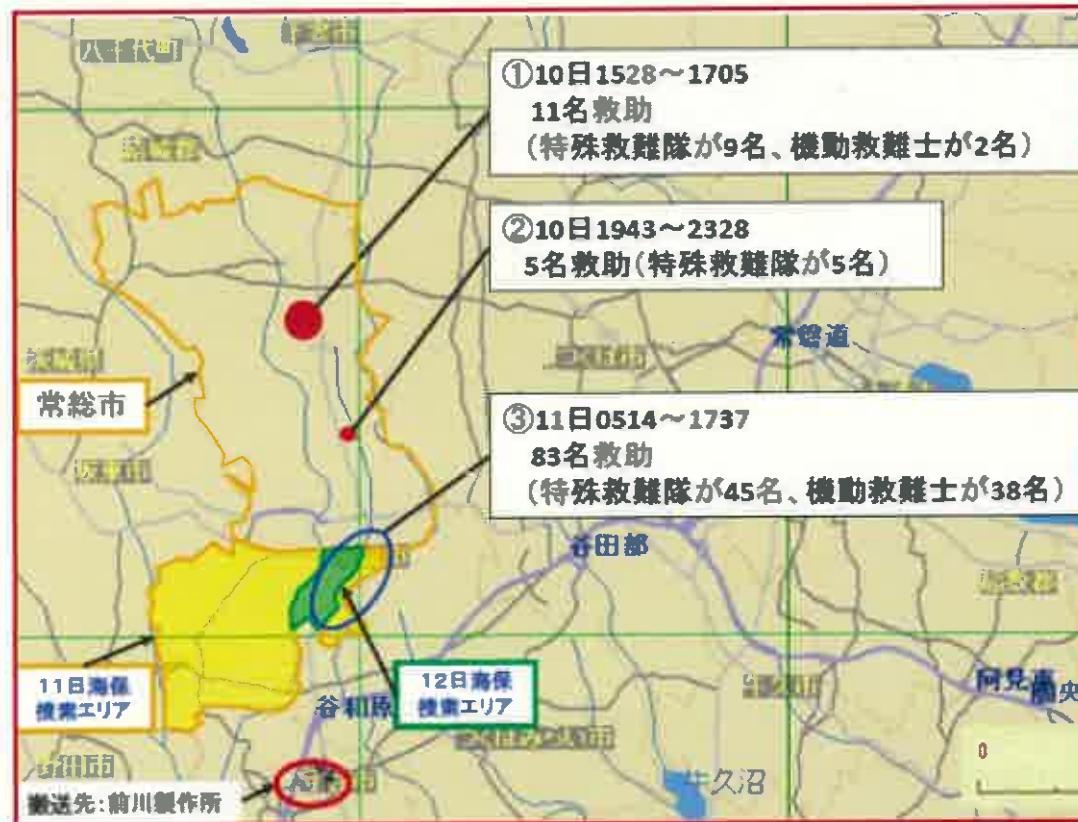


### 5 その他

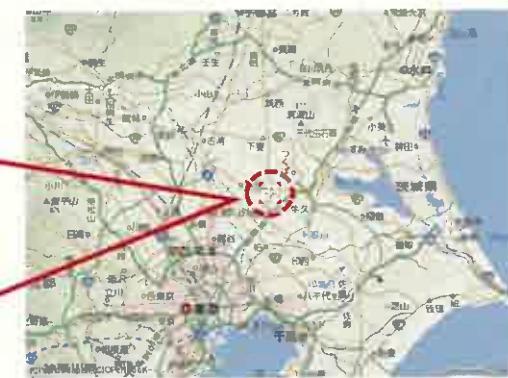
- ①第五管区海上保安本部による業務紹介等を通じた海上保安学校等の  
学生募集活動 等



平成27年9月10日0600頃、台風18号の接近・上陸に伴う大雨により、栃木・茨城県を流れる鬼怒川において複数箇所で越水するなど、浸水被害等が発生



番号	日付	時間	機体	救助人數	性別等	搬送先	備考
①・②	10日	1528～2328	羽田 MH690 新潟 MH970 調空 MH688	16名	大人（男8名、女5名） 子供（男1名、女2名）	前川製作所 (茨城県守谷市)	消防へ引継ぎ済
③	11日	0514～1737	羽田 MH690 新潟 MH970 調空 MH688 中部 MH960 えちご MH916	83名	大人（男34名、女35名） 子供14名	前川製作所 (茨城県守谷市)	消防へ引継ぎ済



## 海保ヘリ5機派遣 総計99名救助

※ 宮城県で8名救助 ⇒ 総計107名



5月20日現在



## 奈良県と第五管区海上保安本部との包括連携に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び第五管区海上保安本部（以下「乙」という。）は、相互の連携を深め、地域の安全・安心の確保、生涯良く学び続けられる地域づくり及び相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれが持つ技能、知識、人材、設備、情報等を有効活用し、相互に連携・協力をすることにより、地域の安全・安心の確保、生涯良く学び続けられる地域づくり及び相互の発展に資することを目的とする。

### （連絡窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を円滑にするため、それぞれに連絡窓口を設置するものとする。

### （連携協力する事項）

第3条 甲及び乙は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- 一 災害時の応援に関すること
- 二 災害への備えに関すること
- 三 海上における安全の意識啓発等に関すること
- 四 子ども・青少年教育及び生涯学習等に関すること
- 五 その他本協定の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めること

### （個別協議等）

第4条 前条各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法その他必要な事項について、甲及び乙は、必要に応じて個別に協議するものとする。

### （奈良県大規模広域防災拠点の活用に係る協議）

第5条 甲及び乙は、奈良県大規模広域防災拠点の整備の進捗状況に応じ、同拠点を活用した具体的な連携内容について、個別に協議するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する3ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから申し出のないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務等)

第7条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報は、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相互の事前の承諾なく第三者に開示又は提供してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 甲及び乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各1通を保有する。

令和4年6月20日

甲 奈良県奈良登大路町30  
奈良県知事

乙 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1  
第五管区海上保安本部長